

記載例



課長	課長補佐	係長	主査	係

個人住民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認の申請書

令和 M 年 〇〇月〇〇日 日南市長様	① 申請者	住 又 は 所 在 所 地	日南市中央通一丁目1番地1				
		氏 又 は 名 称	日南産業				
		個 人 番 号 又 は 法 人 番 号	9876543210987				
		特 別 徴 収 義 務 者 指 定 番 号	90000123				
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。							
②申請の日前6か月間の各月の給与の支払いを受ける者の数、及び給与の金額 ※()内は臨時雇用にかかるもの	年 月	支 給 人 員	支 給 額	年 月	支 給 人 員	支 給 額	
	令和 M 年 12 月	(2) 5 人	(200,000) 1,000,000 円	令和 N 年 3 月	(0) 5 人	(0) 1,000,000 円	
	令和 N 年 1 月	(2) 5 人	(200,000) 1,000,000 円	令和 N 年 4 月	(0) 5 人	(0) 1,000,000 円	
	令和 N 年 2 月	(2) 5 人	(200,000) 1,000,000 円	令和 N 年 5 月	(0) 5 人	(0) 1,000,000 円	
③市税の滞納又は最近における著しい納付遅延の事実によるものであるときはその理由					④申請の日以前1年以内に納期の特例の取消しの通知を受けたことの有無		有・無 無
市 処 理 欄	1. 地方税法第321条の5の2の規定により承認します。 2. 地方税法第321条の5の2の規定により却下します。						

【記載上の注意事項等】

給与所得等に係る個人住民税特別徴収税額の納期の特例について

(1) 納期の特例の承認を受けることができる者

この特例の承認を受けることができるのは、給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満の事務所等の特別徴収義務者です。

(2) 上記(1)における注意事項

ア 「事務所等」というのは、事務所、事業所その他これに準ずるもので、給与の支払事務を取り扱うものをいいます。

イ 「常時 10 名未満」というのは、常には 10 人に満たないということであって、繁忙時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であるということです。

ウ 市税に滞納がある特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、納期の特例の承認を受けた後において市税に滞納がありますと、この特例の承認を取り消す場合がありますのでご注意ください。

(3) 納入期間及び納入期限

この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間に係る給与又は退職手当等から徴収した市民税・県民税特別徴収税額を、それぞれの納入期限までにまとめて納入することができます。

区 分	納入期限
6 月から 11 月までの期間	12 月 10 日
12 月から翌年 5 月までの期間	翌年 6 月 10 日

※承認を受けた日の属する期間は、その日の属する月から、その期間の最終月までとなります。

(4) 納期の特例の要件に該当しなくなった場合

この特例の承認を受けた後において、給与の支払いを受ける者が常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく届け出てください。